

鎌倉幕府と寿永二年十月宣旨について

——常陸吉田神社文書の再検討——

岩田 慎平

六六

鎌倉幕府の成立過程を論ずるとき、いわゆる寿永二年十月宣旨（以下、宣旨。）の意義に関する佐藤進一氏の研究を避けて通ることはできない。佐藤氏は、①『鎌倉幕府訴訟制度の研究』^①、②「幕府論」、および③「寿永二年十月の宣旨について」という一連の研究のなかで、下記四つの史料を提示しながら、鎌倉幕府の成立について以下のように述べている。

【史料A】『百鍊抄』寿永二年（一一八三）十月（※傍線は筆者。以下同。）

十四日、大地震、東海東山諸国年貢、神社仏寺并王臣家領庄園如元可随領家之由、被下宣旨、依頼朝申行也、

【史料B】『玉葉』寿永二年（一一八三）閏十月十三日条

十三日甲戌、天晴、及晩、大夫史隆職来、談世間事、平氏在讃岐国云々、或説、女房船奉具主上并劍璽、在伊予国云々、但此条未聞実説云々、又語云、院御使庁官泰貞、去比重向頼朝之許了、仰趣無殊事、与義仲可和平之由也、抑、東海東山北陸三道之庄園、国領如本可領知之由、可被宣下之旨、頼朝申請、仍被下宣旨之處、北陸道許、依恐義仲、不被成其宣旨、頼朝聞之者、定結鬱歎、太不便事也云々、此事未聞、驚思不少々々、此事隆職不耐不審、問泰經之處、答云、頼朝ハ雖可恐在遠境、義仲當時在京、当罰有恐、仍雖不当被除北陸了之由令答云、天子之政、豈以如此哉、小人為近臣、天下之乱無可止之期歟、（以下略）

【史料C】『玉葉』寿永二年（一一八三）閏十月二十二日条

廿二日癸未、天晴、伝聞、今日義仲参院、又聞、頼朝使雖来伊勢国、非謀叛之儀、先日宣旨云、東海、東山道等庄土、有不服之輩者、觸頼朝可致沙汰云々、仍為施行其宣旨、且為令仰知國中、所遣使者也云々、而国民等惡義仲郎從等之暴虐、寄事於頼朝之使、切塞鈴鹿山、射義仲行家等之郎從了云々、因之、義仲郎從等遣伊勢国畢、今日、家重書等遣山上了、法印無動寺房也、

【史料D】『玉葉』寿永二年（一一八三）閏十月二十日条

廿日辛巳、天晴、早旦大外記頼業来、依昨日召也、粗有示仰事、所申可然、今日、靜賢法印為院御使、向義仲之家、仰云、其心不説之由聞食、仔細如何、不申身暇、俄可下向関東云々、此事等所驚思食也云々者、申云、奉怨君事二ヶ条、其一ハ、被召上頼朝事、雖申不可然之由、無御承引、猶以被召遣了、其二ハ、東海東山北陸等之国々所被下之宣旨云、若有不随此宣旨之輩者、随頼朝命可追討云々、此状為義仲生涯之遺恨也云々、又於下向東国之条者、頼朝上洛者、相迎可射一矢之由素所申也、而已以差数万之精兵、令企上洛（其身不上）云々、仍為相防欲下向、更不可驚思食、抑、奉具君可臨戰場之由、議申之旨聞食、返々恐申、無極無実也云々（已上義仲申状）、靜賢帰参、（以下略）

これら史料A～Dをもとに復原した宣旨の原文は、おおよそ下記のとおりであるとし、その復原内容は、石母田正、石井進、上横手雅敬らの

諸氏も賛同している。

東海東山諸国年貢、神社仏寺王臣家領庄園、如元、可随領家
有不服之輩者、触頼朝、可致沙汰

このように復原できる宣旨の、文書形式上の受取人は、東海東山両道の諸国の在庁官人（国衙在庁）であるが、頼朝にはそれを施行する権限を与えられたという。

佐藤氏は、この宣旨によって頼朝の東海東山両道の実力支配が朝廷に承認され、頼朝が国家公権と結び付いたとする①。一私人頼朝の家政機関は東海東山両道の諸国に対する行政権を与えられ、ここに初めて国家の行政機関となったとする①。そして、幕府を国家的意義において理解する限り、鎌倉幕府の成立はまさにここに置くべきとするのである①。

頼朝に与えられた権限については、東海東山両道の諸国の公領荘園の返還に応じない者に対する沙汰・追討に限って、東海東山諸国国衙在庁を指揮することを許可したものであるという③。さらにこの権限は鎌倉時代を通じて長く存続し、行使されたものであったとする③。この点については、幕府が自ら知行しない常陸国の国衙機構を通じて、大神宮役夫工米の徴収事務に当たっていると推測される史料⑦が存在するためであるというのだ。

だが、宣旨によって頼朝に与えられた権限は、その後も継続したのであろうか。

宣旨が鎌倉時代を通じて長く存続したと佐藤氏が主張する根拠となった史料について、その存在自体はよく知られているが、その後の研究は手薄である⑧。

また、宣旨によって頼朝に与えられた権限が存続するという佐藤氏の主張も、従来はほとんど自明視されてきたが、この宣旨は頼朝に一定の

権限を認めるよう発令されたものであって、それが頼朝の後継者である頼家や、さらにその跡を継いだ実朝などにも認められたものかどうか、あらためて検証する必要があるであろうか。

というのも、鎌倉幕府の国家的権限として評価される諸国守護権⑨については、幕府御家人がその担い手となることを、朝廷が何度も確認しているからである⑩。

一方、東海東山両道諸国における鎌倉幕府の権限については、宣旨以降に確認された形跡がないのである。とくに頼朝の死後、それをどう扱うのかについて、公武両権力間で議論の対象となるはずのものであるうが、当時それについて議論された形跡が全く見当たらない。このことは、宣旨の内容を鎌倉幕府の永続的な権限として捉えることについて疑問とする理由である。

他にも、東海道に位置する上総国の国衙在庁と国守との間で発生した紛争に対して、幕府が介入を避けたと見られる事例もある⑪。ならば、宣旨で頼朝に公認されたとする権限が継続していたことを、自明視することはできないのではないか。

そこで、佐藤氏が鎌倉時代を通じて宣旨の有効性が確認できるとした根拠の史料⑫について、あらためて検討してみたい。それを通じて、宣旨で頼朝に公認されたとする権限が継続したのかどうかについても、再検討を加えたいと思う。

一 常陸国吉田社領と鎌倉幕府

（一）宝治元年（一二四七）四月日下文の再検討

佐藤進一氏は、宣旨により裏付けられたという鎌倉幕府による東海東

山兩道諸国における国衙在庁指揮権の傍証として、宝治元年（一二四七）四月日「將軍（藤原頼嗣）家下文文案」（『常陸吉田神社文書』、『鎌倉遺文』第 六八二五号）を挙げた。

【史料E】宝治元年（一二四七）四月 日「將軍（藤原頼嗣）家下文文案」（『常陸吉田神社文書』、『鎌倉遺文』第 六八二五号）

下 吉田社領郷地頭住人等

可早任先例、進済造伊勢豊受大神□役夫工米式拾壹斛玖升
壹合事、

右、件米者、希代嚴重之用途也、因茲、云□領□庄園、為臨
時課役、平均所被宛催□、任當時濟例、以錢百文宛米壹斗、
無□来九月以前、可令京濟之状、所仰如件、地□住人等宜承
知、不可違失、故下、

宝治元年四月 日

大膳丞菅野（花押影）

左衛門尉三善（花押影）

前摂津守中原（花押影）

佐藤氏は、史料Eに所見する「前摂津守中原」が中原師員と見られる
とした上で、この文書を幕府発給の文書、すなわち「將軍（藤原頼嗣）家
下文文案」とした¹³。中原師員は寛喜三年（一二三一）五月に摂津守に就任し、
評定衆にも名を連ねた幕府御家人である。日下に幕府奉行人が連署する
下達様式の文書は他にも類例があり、それらと類似の様式の文書に、連
署者の一人として中原師員と見られる人物が名を連ねているこの文書
は、幕府発給によるものであろうというのである。

文書の内容は、常陸国吉田社領¹⁶の地頭住人らに対して、造伊勢豊受大
神宮の役夫工米の進済を命ずるというものである。常陸国は関東知行国

となったことがなく、常陸国吉田社領の地頭職が幕府御家人であるとい
うことも確認ができない。つまり幕府の所管が確認できない吉田社領の
役夫工米の進済について、宝治元年（一二四七）四月に中原師員とみられ
る人物が署判者に名を連ねる文書が発給され、地頭住人らに指示が出さ
れているということは、この件を幕府が沙汰していたと見られるという
のである。

そして、幕府の所管が確認できないこの所領に対して、幕府からと見
られる命令が出されたその法的根拠は、東海東山諸国在庁指揮権を頼朝
に認めた宣旨にあったと考えられる、というのが佐藤氏の主張の軸と
なっている。その後、この文書について宣旨の有効性という視点から踏
み込んだ検討を行った研究は見当たらない¹⁸。

幕府による東海東山諸国在庁指揮権が、宣旨の発令以後、永続的に承
認されていたとする上で、史料Eは重要な根拠となる史料である。だが、
その結論こそ広く知られる一方で、根拠となるこの文書そのものについ
ては、その後十分な検討がなされていないというのが実情である。

そこで、この文書について再検討しつつ、幕府による東海東山諸国在
庁指揮権そのものについても再考してみたい。

まず様式について。この『鎌倉遺文』第 六八二五号文書と近似し、出
典も同じ『常陸吉田神社文書』である嘉禄三年（一二二七）六月二十八日
の文書（『鎌倉遺文』第 三六二四号）は、「領家下文」とされている。幕府
発給の文書とはみなされていないのである。

【史料F】嘉禄三年（一二二七）六月二十八日「領家下文」（『常陸吉田神社
文書』、『鎌倉遺文』第 三六二四号）

下 吉田社領宇喜郷

可慥令地頭田所相共、早速沙汰進当年所□官物類并色色物

右、近年之間、所當未進依有其數、去去年於京都、被責定使
貞保之處、自國可令弁進之由進請文、乍令下向、于今遁避、
所行之至、太以不當、慥於当年者、地頭田所相共致其沙汰、
無束把之未進、早速可令運上也、若致疎略、不令究進者、可
為兩人之緩怠也者、依 仰下知如件、

嘉祿三年六月廿八日

右衛門府生菅野

右馬允藤原（花押）

《造東大寺次官》三善朝臣（花押）

内容は、吉田社領宇喜郷に未進なく年貢の進済を命ずるというものである。目的は異なるものの、史料E・Fともに機能及び様式は共通したものであるといえよう。にもかかわらず、前者は幕府発給の文書（「將軍（藤原頼嗣）家下文案」）とされ、後者は莊園領主発給の文書（「領家下文」）とされるのである。

このように、様式が史料Eと近似し、内容も吉田社領に貢進を命ずるということで近似している史料Fを莊園領主発給の「領家下文」だとするならば、史料Eを幕府発給の「將軍（藤原頼嗣）家下文案」とする理由は、佐藤氏も指摘するように、日下に署名する「前摂津守中原」が幕府御家人の中原師員だとされること以外にない。つまり、「前摂津守中原」が中原師員ではなかったとすれば、史料Eを幕府発給の文書とする前提は崩れることになるのだ。

では、史料Eに署判する「前撰津守中原」は、中原師員とみて間違いないのだろうか。

東京大学史料編纂所ホームページ「花押カードデータベース」には、

中原師員の花押影9件が収録されているが、そこに史料Eの花押影も含まれる。まずは確実に幕府が発給したと見られる文書に据えられた中原師員の花押影を確認しておこう（史料G-1）。どちらも寛元元年の将軍家政所下文に据えられた中原師員の花押影である（東京大学史料編纂所花押カードデータベースから。以下同）。

【史料G-1】 東京大学史料編纂所花押カードデータベース

(2) 125 / .6		22
人名	中 原 師 貞	
称号 本名 法名		
世系		
官職位		
出家	年 月 日	出家
死 歿	年 月 日	享年 卒 寂
西曆	125 / 年 67	歳
位 署 書	西曆 1243 年 月 日	○ 埼玉 光武寺 所藏
文書題名	鎌倉將軍家政所下文	「 杉井文書」
59	○ 歳	（ ）
(花押カード)		（花押）

8008

(3) / 25 / 6 - 22	
人名	中 原 師 員
称号 本名 法名	
世系	
官職位	
出家	年 月 日 出家
死歿	年 月 日 歿卒 死歿
西暦	1257 年齢 67 歳
位 署 書	西暦 1243 年月日 山口
文書題名	鎌倉將軍家政所下文
原 本 影 写 写 真 コ ロ タ イ プ	〔長毛利文書〕
59 歳	

(花押カード) フィルムコマ番号

245

8009

別當前攝津守中原師員



人名		中 原 師 員 ?	
称号 本名 法名			
世系			
官職位			
出家		年 月 日 出家	
死歿		年 月 日 歿卒 死歿	
西暦		1261 年齢 67 歳	
位 署 書		西暦 1247 年月日 茨城	
文書題名		鎌倉將軍家政所下文	
原 本 影 写 写 真 コ ロ タ イ プ		〔長毛利文書〕	
63 歳			

(花押カード) フィルムコマ番号

40才
前攝津守中原師員



8010

【史料G-2】 東京大学史料編纂所花押カードデータベース

七〇

次に、問題の史料Eの花押影を確認したい（史料G-2）。注目すべきは、この人名比定には「？」が付されており（「中原師員？」）、この花押影を師員本人のものとするに懐疑的であるのが明らかである。実際にデータベースの花押影を参照しても、一見して明らかなく、この「前摂津守中原」の花押影は、他の中原師員の花押影と一致しない。したがって、この署判から史料Eの「前摂津守中原」を中原師員であると見なすのは困難なのである。

なお、同時代には師員の他にも「前摂津守中原」が存在する。

寛喜三年（一二三二）九月二日「摂津守中原師兼請文」¹⁹に所見する中原師兼は、宝治元年当時ならば「前摂津守中原」となる。この中原師兼は建久六年（一一九五）生まれ、父は師重で子に師顕がいる。幕府とのつながりでいえば、建長四年（一二五二）、宗尊親王の征夷大將軍就任の宣旨

を作成したことが知られるが、幕府御家人ではない。²⁰⁾

また、系譜関係や経歴等には不詳ながら、仁治二年(一二四二)七月日の「筑後三瀧莊領家下文」²¹⁾にも「前摂津守中原朝臣」が所見する。

つまり、同時代には異なる複数の「前摂津守中原」が存在する以上、互いに花押影が異なるならば、史料Eの「前摂津守中原」を中原師員と断定することはできない。

そして史料Eの「前摂津守中原」を中原師員に比定することができなくなると、これを幕府発給の文書であるとする唯一の前提が崩れることになる。ならば、史料Eを幕府発給の文書とすることはできず、したがって、幕府が自ら知行していない国の神宮役夫工米の徴収という国内行政に關与していた、延いては、幕府が宣旨を根拠に東海東山諸国在庁指揮権を保持していたとする評価は、その根拠を失うのである。

以上、東海道に含まれるものの幕府が知行しない常陸国において、幕府が国衙在庁指揮権を保持していたとされる根拠の史料を再検討した。その結果、当該の史料Eはその根拠となり得ず、佐藤氏の主張を裏付けることはできない。

次節では、常陸国吉田社領が幕府による支配を受けていた可能性について検討してみたい。常陸国は知行していなくとも、当該所領が幕府の何らかの影響下にあり、その関係から指示を出したという可能性の有無を検討しておくことにする。

(二) 常陸国吉田社領と幕府

常陸国吉田社領については、領家である小槻氏の要請を受けた幕府が、吉田庄の現地住人の濫妨に対して介入したという事例もある。²²⁾

【史料H】『吾妻鏡』建暦二年(一二二二)六月十五日条

十五日己丑、常陸国吉田庄地下沙汰人等濫妨本所所務、且任去文治

鎌倉幕府と寿永二年十月宣旨について

二年閏七月廿五日故右大将家御下知、為関東御沙汰、可被付彼下地於本所之旨、訴申之間、為広元朝臣奉行、有評議、謂文治御下文者、可有計成敗之間、就被下院宣、御沙汰訖、今度無其儀也、且非地頭輩事、以本所沙汰人等濫吹事、無左右難覃御裁許之由治定、仍今日載其趣、被出御返事云々、

記事によれば、文治二年閏七月二十五日付の頼朝の下知(「文治御下文」)は、後白河院の院宣を受けて出されたものである。建暦の今回は、院からの要請もなく、そもそも御家人ではない「本所沙汰人」の濫吹について、幕府が裁定を下すには及ばない旨、返答したというのである。

ここからわかることは、まず常陸国吉田庄の地下沙汰人は、御家人ではないということである(「且非地頭輩事」)。常陸国は挙兵直後の頼朝が佐竹氏を破って支配下に置いた国であり、また宣旨の適応対象であった東海道に含まれる国である。にも関わらず、そこを知行する現地の沙汰人が幕府の支配下になかったというのは、内乱の終結後に非御家人となることを選んだという可能性が考えられる。²³⁾

実際に、文治二年には後白河院の命令を受けた頼朝が関与し(「文治御下文」)、現地の支配権を領家である小槻氏に保証したことがあった(「為関東御沙汰、可被付彼下地於本所」)。だがその場合、もしこれ以前に幕府が内乱の過程で現地の実効支配権を掌握していたのだとしても、これをもつて放棄したといえる。しかし、文治二年の頼朝による関与は、院からの要請があったためだとわざわざ断っていることから、文治二年の段階においても幕府(頼朝)が現地の実効支配権を掌握していたと見なすことは難しい。

そうであるにも関わらず、建暦二年に再び幕府へ現地の沙汰人に対する命令が要請されたのは、吉田庄の現地の沙汰人らに対して強制執行の実施を期待できたのが、常陸国司よりも幕府である、という見立てが領

家である小槻氏（「本所」）の側に存在した可能性もある。²⁵しかしそうであつたとしても、幕府の主張には、院からの命令がなければ関与しないという基本的な方針が示されている。

このように、文治・建暦両年間における幕府の対応を見ると、常陸国吉田社領は幕府御家人が地頭を務めてはおらず、領家である小槻氏からの訴えについても、それを理由に却下している。また、常陸国における国衙在庁指揮権を幕府（頼朝）が有しているという共通認識が持たれていたと見ることもできない。もし宣旨が適用されるならば、幕府はそれを根拠に領家からの指示を地下沙汰人へ命ずればよいはずだが、そうはしていないからである。院からとくに要請があつたため「御下文」を発給した文治二年の事例を特例としており、まして院からの要請もない建暦二年の事例においては、不関与とする幕府の方針がより明瞭である。これらのことから、宣旨が有効性を保っていたとは言い難いのである。

佐藤氏は、史料Eの「前摂津守中原」を幕府御家人の中原師員に比定することで、この文書を幕府発給のものであるとし、そこから幕府の常陸国における国衙在庁指揮権の存在を指摘した。だがその比定は誤りであり、その比定を前提とする幕府の国衙在庁指揮権は、その根拠を失うこととなった。そして、史料Eから遡る文治・建暦両年間においても、やはり幕府による国衙在庁指揮権と呼べるような権限は確認できず、むしろ幕府はそのような事案への関与を避けているのである。

以上、宣旨が鎌倉幕府による東海東山両道諸国における国衙在庁指揮権を鎌倉時代を通じて保証したとする評価は、再考を余儀なくされるはずである。

二 幕府と諸国在庁との関係について

宣旨で定められた内容が鎌倉時代を通じて存続していたとする佐藤氏の主張の根拠となる史料は、人名比定の誤りによって根拠とはなり得ないことが明らかとなった。また、別の史料を検討してみても、宣旨で裏付けられたとするような権限を幕府は行使していないことがわかる。

また、佐藤氏が宣旨によって公認されたとする、東海東山両道諸国における幕府の国衙支配権というものについても、それが戦時状態における臨時・時限の措置であつた可能性が指摘されている。

そもそもこの宣旨自体が、発令当時の状況に強く規定されたものであつた。²⁶まず、西国を平家、東国を頼朝、畿内近国および北陸を義仲が支配している状況で、莊園領主が集住する京都への物資流入が途絶していたため、朝廷としては貢納物供給の確約を頼朝から得る必要があつた。また、朝廷を主導する後白河院は頼朝との関係を強化することで、対立を深めつつあつた義仲を牽制するという意図もあつた。そして頼朝自身は、宣旨の発令に伴う謀叛人からの脱却と、実効支配地域のみならず京都への進軍途中の国々の国衙在庁等に対する支配の正当性を得ることができた。

内乱によって国司が機能しなくなった状況で、東海東山両道の諸国の在庁等の取り締まりを頼朝に命ずるよう宣旨で定められたわけだが、この宣旨が発令される前の頼朝の立場は、南関東を実効支配する謀叛人であつた。謀叛人（頼朝）による違法な実効支配下にある在庁等に指令（年貢物の貢納等）を出すには、違法に実効支配している謀叛人を実力で排除（追討）するか、謀叛人の実効支配を公認した上で彼に支配下の在庁等への指示を要請するという方法が考えられる。後白河院が主導する朝廷が選んだのは後者の方法であつた。それに当たり、違法に実効支配を続け

る謀叛人の地位をまず公認する必要に迫られた朝廷は、宣旨の発給の前にまず頼朝の謀叛人という立場の解除に着手した。実際に、頼朝は宣旨発令に先立つ十月九日、本位に復している⁷⁶⁾。

この事実をもって、頼朝は謀叛人としての違法な立場を脱し、実効支配自体は継続しつつ、支配地域内の国司が設置されていない諸国において、臨時に国衙在庁を取り締まる権限を朝廷から公認されたのである。

また、元木泰雄氏は、①元暦元年の一ノ谷合戦後に頼朝が国司の補任を要請していること、②文治元年以降、頼朝の知行国以外には朝廷から受領が任命されていることから、宣旨で定められた権限は、受領補任までの一時的なものではなかったであろうかとする。この①と②について補足して順に検討してみたい。

まず①については、『吾妻鏡』寿永三年（一一八四）二月二十五日条に収録されている頼朝の奏請の一つに、「東国北国両道国々、追討謀叛之間、如無土民、自今春、浪人等帰住旧里、可令安堵候、然者、来秋之比、被任国司、被行吏務可宜候」とあることによる。

また、同年二月の宣旨でも、頼朝の権限と国司の権限は区別されている。『玉葉』同年二月二十三日条所収の「五畿内諸国七道諸国同之」に下された宣旨（応早仰国司、停止宛催公田庄園兵糧米事）のなかで、「爰散位源朝臣頼朝、不廻幾日討滅西賊、然則干戈永斂、宇宙静謐、権大納言藤原朝臣忠親宣、奉勅、早仰諸国司、宜停止件催者、諸国承知、依宣行之、」とある。頼朝には平家追討を命ずる一方で、諸国司には「公田庄園」へ違法な兵糧米の賦課を禁ずるよう命じているのである。つまり平家追討という戦時ではあるものの、五畿七道諸国に国司が設置されることを前提として、追討に従事する頼朝およびその家人等の権限と、諸国の国司の権限とを整理した上で併記しているのである。そして、その適用範囲は東海東山両道の諸国も含むものであると理解される。つまり、宣旨に

よって頼朝に諸国在庁指揮権が認められた国々においても、国司が任命された上で頼朝の権限との整理がなされたと見られるのである⁷⁷⁾。

同年二月七日、頼朝は甲斐源氏や京武者らとともに一ノ谷合戦で平家を破っている。これによって頼朝軍は後白河院―後鳥羽天皇の皇統を護持する官軍の地位を確立し、以後、四国に逃れた平家の追討に着手する⁷⁸⁾。寿永三年二月の宣旨は、そのような時機を踏まえて、戦時状態における臨時・時限の措置であった宣旨の内容を見直し、頼朝と諸国司との権限が整理されたものであると理解されよう。

つづいて②については、元暦元年（一一八四）当初の関東知行国は武蔵・駿河・三河であり、その後、文治年間には上総・下総・相模・伊豆・越後・信濃・伊予・豊後などの諸国が随時加減される。このうち、関東知行を離れた国々については、東海東山両道に含まれる国であっても、幕府が国内の在庁指揮権を掌握していなかったと見られる事例がある。

【史料Ⅰ】『吾妻鏡』承元四年（一一二〇）七月二十日条

廿日丙午、晴、上総国在庁等有参訴事、是秀康（院北面、）去月十七日任当国守、同下旬之比、其使者入部国務之間、於事背先規致非義、在庁等愁歎之刻、忽起喧嘩、刃傷数輩土民等云々、如相州、広元朝臣、善信有沙汰、是非関東御計、早可奏達之由、被仰下云々、

実朝將軍期の承元四年（一一二〇）七月、東海道管内であり幕府御家人も多数居住する上総国の国衙運営について、幕府が「非関東御計」と称したのである。事の発端は、上総介となった藤原秀康の使者が入部し、現地で紛争を惹起した。上総国在庁等がこれを幕府に訴えたと、審議の結果「非関東御計」として、後鳥羽院の判断に委ねるという決定を幕府が下した⁷⁹⁾。上総国の知行国主は後鳥羽院とみられ、それゆえに、この紛争の解決は後鳥羽院に委ねる判断を下したと見られる。

国司側が一方当事者となり、在庁等が訴え出るほどの「刃傷」をとも

なう「喧嘩」は、国務の重要案件である。受領の使者と在庁が対立すれば、徴税業務にも支障を来すことが容易に想像されるからである。にもかかわらず、幕府はこの紛争に伴う在庁等の訴えを受理していない。あるいは、国内の紛争の調停と、宣旨でいう「謀反人追捕」や徴税などとは違うとするかもしれないが、先述のように、受領の使者と在庁が対立すれば徴税にも支障を来すことが想像されるため、佐藤氏の言う国衙在庁指揮権にも大きく関わる問題であろう。だが、その佐藤氏の言う国衙在庁指揮権が公認されているはずの国で、幕府が在庁らの訴えを受理せず、国守および知行国主の判断を優先している。この事例は以上のように理解できる。

この承元四年の上総国の事例と、前章で検討した常陸国の事例とを参照すれば、幕府が知行していない国において、幕府は院や知行国主および荘園領主の要請を受けて、御家人であるところの「在庁等」を取り締まる立場と解することができる。幕府が知行していない国の、御家人ではない「在庁等」に対しては、荘園領主の要請にもかかわらず幕府の対応は消極的であったのは前章の事例にあったとおりである。

以上の検討より、佐藤氏の言う東海東山両道諸国における「国衙支配権」は、寿永二年十月よりも後の公武交渉、より具体的には木曾義仲を破り、一ノ谷合戦で平家を四国に追い落とした時点で、発展的に解消されたと見るのが妥当である。

そして、この検討結果に照らして、下記の佐藤氏と水戸部正男氏との論争を読み直すと、水戸部氏の反論にこそ分があったと理解される。

【史料J】『吾妻鏡』文治四年（一一八八）三月十日条

十日丙午、東大寺重源上人書状到着、当寺修造事、不恃諸檀那合力者曾難成、尤所仰御奉加也、早可令勸進諸国給、衆庶縦雖無結縁志、

定奉和順御權威重歟、且此事奏聞先畢者、此事未被仰下、所詮於東国分者、仰地頭等、可令致沙汰之由被仰遣、

【史料K】（文治三年（一一八七）三月十六日「源頼朝書状案」）（赤星氏旧蔵文書、『鎌倉遺文』第二一九号）

東大寺事、平家朝敵と奉成候ひし余に、令破滅当寺候畢、而造営事、先急御沙汰可候之由、令存候也、諸国諸庄普致支配して、一向に最負御沙汰候は、定急出来候歟、上人於周防国で、適採置て候明日材木も、杣出不相叶之由承候也、凡又自余材木も、さすがに一国の力にて難叶候歟、其中に当寺もなる材木も、杣出いつとなく候て、朽候なん後、良材難得候歟、然者、諸国重任功にも被仰下歟、又院宮及諸家庄領にも分に随ひ、任其宜て、材木をも工作料をも被省召候て、是を大事にて御沙汰候者、宜候なん、且諸国重任功にも被召、又志候はん所人ハ、私力にも相當、諸庄にも被充課候ひて、結縁の心あらん人ハ、可令合力なと被仰下て、幾内・幾国・西国方ハ、細々二勸進の御沙汰可候に候、関東方ハ、頼朝勸進御使として可相励候也、それも自君被仰下て候しをもて、可致沙汰候也、大方ハ君御意より御沙汰候之上にも、つよく此事を御沙汰候者、自今月十年内何不出来候哉、猶々此寺事、朝の御大事と云、又殊勝功德と申、何事如之候哉、此次第付言上、其恐候へとも、聖武天皇御願ヲ平家令焚滅て候を、君御世二不致興隆ハ、可期何時候哉、枉て此造営を可被急遂候、御計可候之由、深所令存候也、以此旨可令言上給候、頼朝恐惶謹言、

三月十六日

頼朝

進上 帥中納言殿

佐藤氏は、東大寺の修造にかかる諸国の勸進について、史料J傍線部

に「於東国分者、仰地頭等、可令致沙汰之由被仰遣」とあるのは、宣旨を根拠とする幕府の東国諸国における公権（「国衙支配権」）の存在が前提としてあったとする。³³

これに対して水戸部正男氏は、同傍線箇所「仰遣」に該当する原史料が史料Kであるとした上で、当該文書の傍線部に「関東方」とあることに着目する。「関東」は幕府のことであるから、原史料においては「幕府の威令の及ぶ関東御分国はもとより、諸国の地頭御家人等を含めて用いたもので、決して東国だけに限って用いたものと考えすることはできない」として、東国における鎌倉幕府の公権の存在を批判したのである。³⁴

この水戸部氏による批判に対して佐藤氏は、同文書では「関東方」に「幾内・幾国・西国」という地域が対置されていることを指摘し、そのことは、地域としての東国に対する公権が、宣旨によって鎌倉幕府に認められていたのだと反論して自説を補強した。³⁵その後、水戸部氏から再度の批判は出されていないようである。³⁶

だが既に確認したように、文治年間以降には、頼朝の知行国以外の東海東山両道諸国に朝廷から受領が任命されており、それらの国々における頼朝（幕府）の権限は、院や知行国主および荘園領主の要請を受けて、御家人であるところの「在庁等」を取り締まる立場と解することができるといえるものであった。また、幕府が知行していない国の、御家人ではない「在庁等」に対しては、荘園領主の要請にもかかわらず幕府の対応は消極的でもあった。だから、頼朝が言う「関東方ハ、頼朝勸進御使として可相励候也」は、水戸部氏が言うように、幕府の支配下にある地頭御家人らに命じて勸進を実施する（すなわち、幕府御家人からの寄進を募る）と理解すべきことがわかる。

幕府の確立以後、国司が徴税・司法をはじめとする国内行政全般を差配する一方、幕府が設置する守護は、国司の権限を制限しない範囲での

検断や国内御家人の指揮に限られた。宣旨について石井良助氏は、「この宣旨によって、頼朝に与えられた権限といえば、上記の庄園公領を本所国司に還附せよという命令に随わない者を追討することに過ぎないのである。（中略）その権限は、実は行政権といわんよりは追討権ともいうべきものであり、それは、幕府と称するには、あまりにささやかな権限ではないであろうか。」として、佐藤氏がこれを幕府成立の画期とする宣旨の評価を批判した。³⁷この批判は、国家的軍事・警察権の行使こそが幕府の本質であるとするならば、むしろ従うべき見解であると思われるのである。

おわりに

佐藤氏が幕府による発給であったとした『鎌倉遺文』第六八二五号は、その根拠であった人名比定に誤りがあったため、幕府発給の文書ではない。したがってこの文書は、宣旨を根拠に東海東山両道諸国における国衙在庁指揮権を幕府が鎌倉時代を通じて有していたとする佐藤進一氏の説の裏付けとはなり得ない。

そもそもこの宣旨自体が、発令当時の状況に強く規定されたものであった。宣旨の発令に当たり、実効支配を続ける謀叛人（頼朝）の地位をまず公認する必要性に迫られた朝廷は、その状況の解消に着手した。実際に、頼朝は宣旨発令に先立つ十月九日、本位に復している。

だが、頼朝が本位に復して謀叛人の立場を脱した事実を、佐藤氏はさほど重視しているようには見えない。鎌倉幕府を、頼朝が草創した新たな国家であると評価するために、朝廷からの処遇など問題視しなかったためであろうか。³⁸

あるいは研究段階による制約のためであろうが、佐藤氏においては、

内乱の原因を皇統の分裂に求める視点も乏しい。そのこともまた、頼朝の謀叛人からの脱却を重視しない一因であろう。頼朝は高倉―安徳の皇統とそれを戴く朝廷にとっては謀叛人であったが、寿永二年に平家が都落ちした後に樹立された後白河―後鳥羽の皇統と彼らが主導する朝廷にとっては、いち早く入京を果たした義仲・行家らを抑えて「勲功之優劣」で「第一」と位置付けられたのであり、その朝廷と接触を図って交渉を進めた結果、謀叛人からの脱却を認められたのである。

宣旨をめぐる人々に着目すると、その内容は彼らを取り巻く寿永二年十月―十一月当時の状況に規定されたものであったことはこれまでの研究でも指摘されているところである。ならば、それらの状況が解消されれば、宣旨の内容も見直しが図られると考えるのが自然である。

さらに、宣旨の内容が頼家に継承された徴証はない。佐藤氏の言う東海東山両道諸国における国衙在庁指揮権は、寿永二年十月以後の公武交渉、より具体的にいえば、頼朝軍が一ノ谷合戦に勝利した後の寿永三年初頭頃に、発展的に解消されたと見るのが妥当であるのは、先に見たとおりである。

本稿で検討したように、幕府は自らが知行していない国において、院や知行国主および荘園領主の要請を受けて、御家人であるところの国衙在庁を取り締まる立場であったと解することができる。そして幕府が知行していない国における御家人ではない国衙在庁に対しては、荘園領主の要請にもかかわらず幕府の対応は消極的である。頼朝の謀叛人としての地位が改められ、実効支配がひとまず公認されたという点に宣旨の意義があった。だが、それを幕府による東国支配を裏付けるものであったと評価することは、誤りであると言わざるを得ない。

注

- ① 畝傍書房、一九四三年。
- ② 『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九四九年。
- ③ 『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九五九年。
- ④ 「鎌倉政権の成立過程について―東国における一一八〇―八三年の政治過程を中心として―」『石母田正著作集第九卷 中世国家成立史の研究』岩波書店、一九八九年、初出一九五六年。
- ⑤ 『鎌倉幕府と律令国家』（石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年）。
- ⑥ 「古代末期内乱研究の問題点―棟梁の問題をめぐる―」『歴史評論』八八、一九五七年。
- ⑦ 後掲史料E。
- ⑧ 対象である常陸国のみならず、東国において広く幕府の行政権が及んだことを示すとされたこの文書について、宣旨で公認された権限が継続したかどうかを再検討するという視点から踏み込んだ検討を行った研究は見当たらない（後掲注⑧参照）。
- ⑨ 高橋典幸『鎌倉幕府軍制と御家人制』吉川弘文館、二〇〇八年。
- ⑩ 建久二年（一一九一）三月二十二日「後鳥羽天皇宣旨」（『三代制符』、『鎌倉遺文』五二三号）、『吾妻鏡』建久十年（一一九九）二月六日条、および寛喜三年（一二三一）十一月三日「後堀河天皇宣旨」（『近衛家文書』、『鎌倉遺文』第四二四〇号）。
- とくに『吾妻鏡』建久十年（一一九九）二月六日条は、頼朝から頼家へ鎌倉殿の地位が継承されるに当たり、「諸国守護」を継ぐことをとくに命ずるという形で、朝廷はこの代替わりを公認している。
- ⑪ 『吾妻鏡』建久十年（一一九九）二月六日条
- ⑫ 六日戊辰、霽、羽林殿下去月廿日転左中将給、同廿六日宣下云、統前征夷將軍源朝臣遺跡宜令彼家人郎從等如旧奉行諸国守護者、彼状到着之間、今日有吉書始、
- ⑬ 『吾妻鏡』承元四年（一二二〇）七月二十日条。
- ⑭ 後掲史料E。
- ⑮ この比定は、『大日本史料』にも適用されており、第五編二十二冊にも

収録された同文書の「前撰津守中原」には「(師員)」と注記されている。

⑭ 『民経記』寛喜三年(一二三二)五月三日条。

⑮ 『鎌倉遺文』第一七四〇号、『鎌倉遺文』第一七八四号。

⑯ 常陸国那珂郡吉田郷。

⑰ 伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究 国別考証編』岩田書院、二〇一〇年。

⑱ 『茨城県史』(執筆は網野善彦氏、のち『里の国の中世』(平凡社ライブラリー、二〇〇四年)に再録、や『講座日本荘園史』などのほか、近年の吉田社領に関する研究(高橋修「東国の郷・村住人と在地領主」(高橋慎一朗編『列島の鎌倉時代―地域を動かす武士と寺社―』高志書院、二〇一一年)。永井晋「鎌倉時代の小槻氏と常陸国吉田社」『鎌倉遺文研究』三九、二〇一七年)にも、幕府の東海東山諸国在庁指揮権に関わる形でこの文書を取り上げたものはない。

⑲ 『民経記』貞永元年閏九月卷裏文書、『鎌倉遺文』第四二〇三号。

⑳ 『吾妻鏡』建長四年(一二五二)四月五日条。

㉑ 『筑後寛元寺文書』、『鎌倉遺文』第五九一四号。

㉒ 「將軍(藤原頼嗣)家下文案」という文書名の根拠を失った『鎌倉遺文』第六八二五号は、機能や様式が近似している『鎌倉遺文』第三六二四号と同様の、「領家下文」とでもしておくべきではないか。

㉓ 網野善彦『里の国の中世』平凡社ライブラリー、二〇〇四年。

㉔ 建久三年(一一九二)六月、美濃国の御家人に対して、御家人であることを継続するならば守護(大内惟義)の指揮下で洛中警固に従事すべきであるが、御家人であることを望まないならば意義を申すこと、併せて公領の武士は洛中警固に動員しないよう通達が出されている(『吾妻鏡』建久三年(一一九二)六月二十日条、高橋典幸注⑨前掲)。

㉕ 承久の乱後に、小槻家の家司とみられる「先東大寺次官」が、「煩いある場合は小槻家と幕府(鎌倉殿)に対して報告するよう」現地に到達している(『若有其煩者、可被申上子細、重可被申鎌倉殿』)。承久の乱の結果によって、現地の支配に変更はない、ということを確認したものである。本所への報告と併せて幕府への報告も求めているのは、小槻氏による現地支配を補完する存在として、幕府の存在を認めていると見ることもできる。

鎌倉幕府と寿永二年十月宣旨について

きるが、承久の乱直後であるという状況を踏まえるならば、吉田社領に京方に立った者はいない(すなわち幕府からの追討対象とはならない)ということを確認するためであると見られる。そしてこの事例においても、幕府への報告の根拠が宣旨にあると窺わせる徴証はない。

『鎌倉遺文』第二八七八号(承久三年、一二二二)後十月二十四日「小槻某下文」(『常陸吉田神社文書』)

(花押)

当社内事、不可有別事之由、鎌倉殿仰分明也、如状者、以前之沙汰、地頭等自由之下知歟、此上云神官、云□人、若有其煩者、可被申上子細、重可被申鎌倉殿之状如件、

「承久三年」後十月廿四日

先東大寺次官(花押)

吉田社神官等中

②⑥ 東島誠「都市王権と中世国家―畿外と自己像」『公共圏の歴史的創造―江湖の思想へ』東京大学出版会、二〇〇〇年、初出一九九八年。

②⑦ 『百鍊抄』寿永二年(一一八三)十月

九日、前兵衛佐頼朝復本位、又紀伊国丹生高野神奉加一階、

②⑧ 元木泰雄『源頼朝』中公新書、二〇一九年。

②⑨ 上横手雅敬氏は、とくに東国においては、頼朝の拳兵以来国衛が機能不全に陥っていることを考慮すべきとしたうえで、寿永三年まで、ひとまず頼朝が国司の代わりを務めることが宣旨によって定められたとする(上横手雅敬「学界動向 鎌倉政権成立期をめぐる近業」『法制史研究』十一、一九六一年)。

③⑩ 元木泰雄「頼朝軍の上洛」(上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇一年)。

③⑪ 『吾妻鏡』承元四年(一二二〇)七月二十日条。

③⑫ なお、佐藤氏は宣旨に関する論説において、この『吾妻鏡』承元四年(一二二〇)七月二十日条を全く引用していない。

③⑬ 佐藤氏、注①前掲。

③⑭ 水戸部正男「鎌倉幕府の成立時期に就て」『法制史研究』一、一九五一年。

③⑮ 佐藤氏、注③前掲。

③⑥ なお水戸部氏は、佐藤氏が宣旨によって幕府は東国における二本所間の訴訟を裁定していたとする点についても、下記の史料を挙げて批判している。傍線箇所は、遠江国池田御厨における伊勢神宮と松尾社との相論が朝廷の記録所に持ち込まれていることがわかる記事であり、佐藤説によれば、頼朝が裁下すべき案件であろう。だが、それが朝廷に持ち込まれているというこの記事について、佐藤氏は注③前掲でも反論していない。

『玉葉』建久二年（一一九二）五月二十四日

廿四日辛未、天晴、宗頼朝臣来申条々事、伊勢国地頭之間事也、先日依頼朝卿奏請、遣官使於彼国、相副彼卿使者、尋搜子細婦參、文書及数合、仰官令注進肝心之事也、余仰云、注出可仰遣関東之事等、其上於神宮上卿（実家卿領状云々）亭、定寄人、加評定、可仰遣関東、此旨可奏聞之由仰了（但上卿、称無家、未請取文書、忽不可叶云々、仍於一上亭、若地頭奉行上卿経房卿亭、同申定寄人歟、又記録所等之中可随御定之由、可奏聞之由仰了）、又新制之間、僧中装束事僧綱所訴申、初任僧綱并二三会等饗禄減省事等申之、各仰可奏聞之子細了、親国申神宮与松尾社論申遠江国池田御厨記録所勘状事、仰存旨了、（以下略）

③⑦ 『吾妻鏡』正治元年（一一九九）十二月二十九日条

廿九日丁亥、以小山左衛門尉朝政、補播磨国守護職畢、住国家人等相従朝政、勤仕内裏大番、惣可致忠節也、朝政可沙汰事者、謀反殺害人事許也、相交国務、不可成敗人民訴訟、凡触事不可煩國中住人之旨、被仰含云々、

③⑧ 石井良助「鎌倉幕府の成立時期」（『大化改新と鎌倉幕府の成立』創文社、一九五八年、初出一九四八年）

③⑨ 宣旨をめぐる研究史において、この実効支配の終了をどのように解釈するかという点で大きく意見が分かれた。論争が交わされた当時、各論者によってさほど自覚されていなかったようなのだが、このことは、①幕府を

朝廷とは独立して成立する別の国家と見なすか、②あるいは朝廷に軍事力によって奉仕する軍事権門であると見なすか、そのいずれの立場を取るかによって評価が分かれることになる。そしてこのことは、鎌倉幕府とは何かという問題と直結していた。

① のように見なすならば、実効支配を失ったことは国家としての主体性を失ったと評価せざるを得ない。一方、② のように見なすならば、この宣旨は軍事権門に至る一階梯であると評価できる。つまり、鎌倉幕府をどのように評価し、また定義するかによって、この宣旨の評価も変化せざるを得ないのだ。注③⑧で挙げた石井良助氏の指摘にはこの問題が端的に示されており、石井氏は幕府を先ほどの①の意味で解釈しているようであるため、宣旨を幕府の成立の画期として評価することには反対である意見を表明したのがこの一文であった。だが、もし幕府をさきほどの②の意味で定義するならば、同じ石井氏の指摘は、宣旨をその成立の画期として評価したものであるといえる。

鎌倉幕府の成立を論ずるためには、まずその定義を明らかにしなければならないということについて、現在では共通理解が得られているものと思われる。だが、佐藤氏が宣旨の重要性を指摘した当時は、黒田俊雄氏による権門体制論が提起される以前でもあり、幕府というものは朝廷に代わって新たに創出された中世国家であると見なすのが通説化していたため、その本質について自覚的に論ずる必要が認識されなかったのも、また無理のないことであつたのかもしれない。そのため、鎌倉幕府の支配権が実際には地域により状況が異なることや、御家人を駆使して国家守護に従事することが幕府の本質であるとする佐藤氏の指摘が、通説的理解の立場から批判を受けるのは無理からぬことであつたともいえる。

④⑩ 『玉葉』寿永二年（一一八三）七月三十日条。

（愛川町郷土資料館主任学芸員）